

# 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針

れた技術の開発及び普及が不可欠である。

このため、国は、これまでに開発した食品循環資源の再生利用等に係る技術の普及に努めるほか、産学官の研究機関が連携して再生利用等を更に促進するために必要な新たな手法の開発を促進していく必要がある。

特に近年、ITや電子タグ等の技術を活用した、フードシェアリングサービスやダイナミックプライシングの導入による売り切りの徹底、食品の需要予測の精緻化や在庫管理の効率化による売れ残りの削減等、食品ロスの削減に向けた新しい取組が進められている。国及び地方公共団体は、関係者と協力の上でこれらの技術を活用した取組を進めていくよう努めるものとする。

## 四 環境の保全に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

食品循環資源の再生利用等の促進のためには、食品廃棄物等の発生の抑制をはじめとする広範な国民の協力が必要であることに鑑み、国及び地方公共団体は、環境の保全に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識について、国民への普及啓発を図ることが必要である。

具体的には、国及び地方公共団体は、様々な情報伝達、持続可能な開発のための教育（ESD）の視点も取り入れた環境教育・環境学習、広報活動、消費者団体との連携等を通じて、食品廃棄物等の発生状況、食品関連事業者の優良な食品循環資源の再生利用等の取組、賞味期限や消費期限を含めた食品表示に関する正しい理解を促すものとする。

さらに、食品循環資源の再生利用等に積極的な食品関連事業者が提供する農畜水産物等の購入、当該食品関連事業者の店舗の積極的な利用等の食品関連事業者の取組の支援につながる消費行動の推進、食品廃棄物をなるべく出さない調理方法や献立の普及、食品循環資源の再生利用等を円滑に実施するための適切な分別等に関する知識の普及を図るものとする。また、食品ロスの削減を含む食品循環資源の再生利用等については、食育の題材として適していることから、食育のテーマの一つとして取り上げるなどして、消費者等の「もったいない」という意識の醸成を図るものとする。

また、このような意識の醸成を図る上で、食品循環資源の再生利用等に関する体験活動を推進することが重要であるため、学校における食育の一環として、学校給食等から排出される食品循環資源の肥料等への活用等の取組を通じて、子どもの食品循環資源の再生利用等に対する理解が一層促進されるよう努めるものとする。

さらに、食品関連事業者は、自らの食品循環資源の再生利用等の取組を、自社のホームページや環境報告書、店頭での掲示等を通じて積極的に情報提供するよう努めるものとする。

### 3. 目標達成のための具体的な取り組み

#### (1) 温室効果ガスの削減項目

本計画の目標を達成するためには、温室効果ガス削減に向け、省エネルギー設備の導入や、再生可能エネルギーの活用のほか、庁舎等の施設や公用車の運用に伴うエネルギーの削減等、職員の省エネ行動の取り組みにより、直接的に削減することが重要となります。

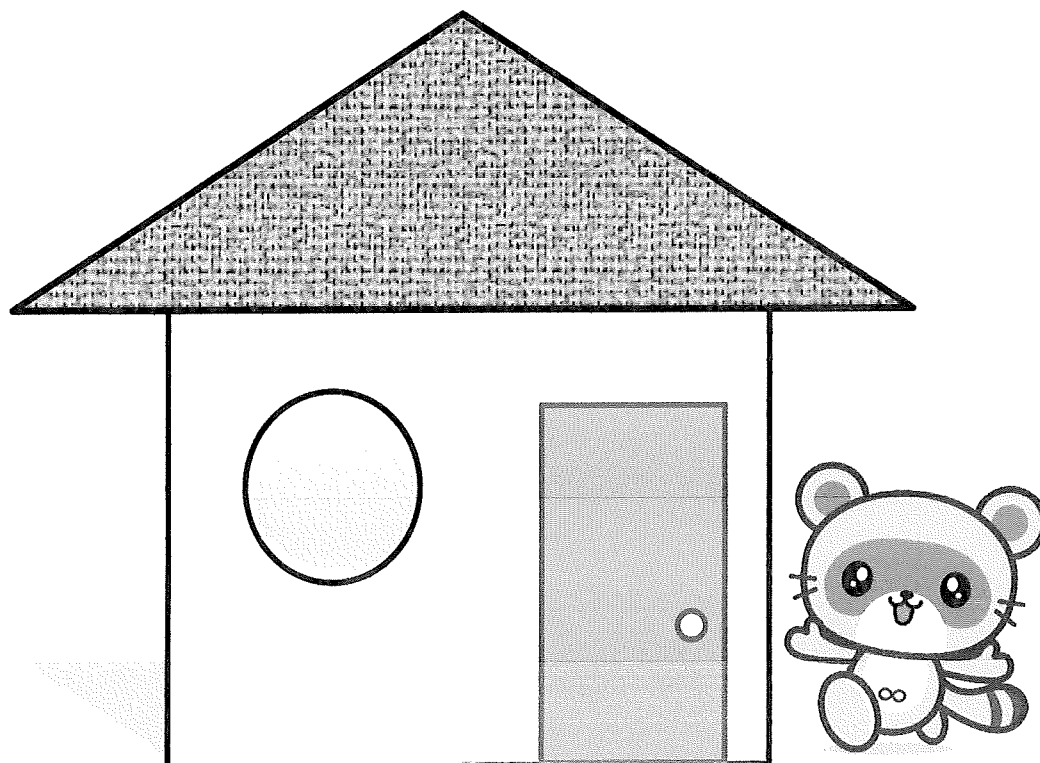
本計画では、以下の項目を掲げ、具体的な省エネルギーの推進に取り組みます。

大項目	中項目
省資源・省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・照明・省エネルギーの推進</li> <li>・公用車の適正な運用</li> <li>・用紙類の使用量の削減</li> <li>・物品の長期使用</li> <li>・節水の推進</li> </ul>
環境に配慮した製品の購入の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーン購入等の推進</li> <li>・省エネルギー型のOA機器等電気製品の導入</li> <li>・次世代自動車の導入等</li> <li>・節水型機器の導入等</li> <li>・再生可能エネルギー電力の調達</li> <li>・その他環境負荷の少ない製品、原料等の選択</li> <li>・環境物品等の調達に係る情報等の収集、提供等</li> </ul>
建築物の建築、管理等に当たっての環境保全への配慮 ※公共事業について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー対策の徹底</li> <li>・建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施</li> <li>・太陽光発電の導入</li> <li>・蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用</li> </ul>
その他の事務・事業に当たっての環境保全への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の減量化、リサイクルの推進</li> <li>・環境汚染等の防止</li> <li>・「COOL CHOICE<sup>2</sup>」への参加</li> <li>・フロン類の排出の抑制</li> <li>・職員の環境保全意識の向上</li> </ul>

<sup>2</sup> COOL CHOICE・・・CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、温暖化対策に資する、また快適な暮らしにもつながるあらゆる「賢い選択」をしていこうという取り組み。

令和4年10月現在

# 今から始めよう！ 「空き家」の終活ノート



きさポン

お名前：  
\_\_\_\_\_

千葉県木更津市HPより抜粋

資料3

吉永美子議員

# 目次



はじめに

① どうする？空き家問題 Q & A…………… P2, 3, 4

Q & A で空き家に関する問題について確認してみましょう。

② 管理状況をチェックしてみましょう！…………… P5

空き家の適正管理は何をしたらよいのでしょうか？

チェックシートで確認しましょう。

③  <sup>うち</sup> お家の終活ノート……………P6, 7, 8

所有する不動産のことを知っていますか？

権利関係など確認しておきましょう。

④ 空き家に関する専門家等の相談窓口…………… P9

困った時は空き家所在地の木更津市役所に相談してみましょう。

問題がはっきりしているときは専門家へ直接相談してもよいでしょう。

現在地

富田林市公式ウェブサイトトップページ > 組織で探す > 生涯学習課 > 富田林市若者条例

## 富田林市若者条例

通常ページへ戻る 掲載日：2021年4月1日更新

### 富田林市における若者施策の推進について

富田林市民憲章は、「若い力をのばし、希望と平和の未来を築きましょう」と規定しており、若者の活躍は、まちづくりに必要不可欠なものです。

現在、私たちのまち富田林市においては、少子高齢化や人口減少に加え、コロナ禍による影響も相まって、地域のつながりの希薄化や地域活動の担い手不足などが課題となっております。

このような中、若者が、地域の抱える課題の解決や、まちの魅力創出に挑戦することが求められていることから、本市では、若者会議の創設など、若者が活躍できるまちづくりを推進してまいります。

### 若者条例の制定について

令和2年8月に開催した「未来の富田林をあなたと描く市民会議"Mira-ton+"」で参加者の皆さまから頂戴した意見を参考に「富田林市若者条例」が制定されました。

本条例は、若者が活躍できるまちづくりの推進に関する基本理念を定め、若者、市民等及び市の役割を明らかにすることにより、若者のまちづくりへの参画及び育成を図り、もって誰もが幸せで、安心して暮らせるまちを実現することを目的とするものです。

- 📄 富田林市若者条例（概要版） [PDFファイル/297KB]

## ○富田林市若者条例

令和2年12月21日

条例第37号

富田林市民憲章は、「若い力をのばし、希望と平和の未来を築きましょう」と規定しており、若者の活躍は、まちづくりに必要不可欠なものである。

現在、私たちのまち富田林においては、少子高齢化や人口減少、コミュニティ意識の希薄化等による、地域活動の担い手不足などが喫緊の課題となっている。

このような中、若者が地域の抱える課題解決やまちの魅力創出に挑戦することが求められている。

このため、若者が活躍できるまちづくりを推進し、もって誰もが幸せで、安心して暮らせるまちを実現することを目的として、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、若者が活躍できるまちづくりの推進に関する基本理念を定め、若者、市民等及び市の役割を明らかにすることにより、若者のまちづくりへの参画及び育成を図り、もって誰もが幸せで、安心して暮らせるまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「若者」とは、概ね16歳から30歳までの者をいう。

(基本理念)

第3条 若者が活躍できるまちづくりの推進は、若者の自主性を培い、尊重するとともに、若者、市民等及び市が、それぞれの役割を認識し、相互の理解と連携のもとに協働して取り組むことを基本理念として行わなければならない。

(若者の役割)

第4条 若者は、地域に関する理解及び関心を深め、主体的にまちづくりに参画するとともに、市民等及び市が実施する取組に積極的に協力するよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、若者に対して、地域に関する必要な情報の提供その他の支援を行うとともに、若者及び市が実施する取組に積極的に協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、若者に対して、市政等に関する必要な情報の提供を行うとともに、若者、市民等及び市が相互に連携するための調整に努め、必要に応じて施策の策定又は財政上の措置を講ずるものとする。

(若者会議)

第7条 市は、若者が市政等に参画する機会を確保するため、富田林市若者会議を設置する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

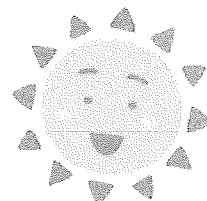
この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和4年度  
スタート

## 図書館からのお知らせ

### 世界にひとつだけの絵本をプレゼントします！

パーソナル知育絵本は、絵本の中にお子さんの名前や好きなものが登場する世界にひとつだけの絵本です。絵本にふれて、想像力や表現力を高めるきっかけになってほしいという思いから取り組みを始めました。

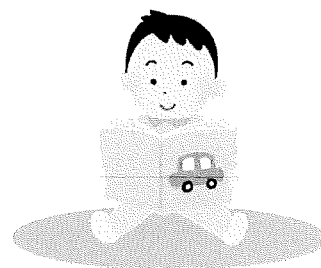


#### プレゼントの対象者

芦別市に住んでいる2歳児  
のお子さんが対象になります。



絵本の中には、お子さんが初めて話したことばなどを残しておく「記念ページ」もあります。大きくなっても宝物になります♪



希望する方は、1歳6ヶ月児健診の受付へ  
申込用紙をお渡しください。

※図書館でも申し込みできます。

北海道芦別市HPより抜粋

【お問合せ】 芦別市立図書館 〒075-0041 芦別市本町17番地  
TEL:0124-22-2204 FAX:0124-22-2994 E-mail:tkanri@city.ashibetsu.hokkaido.jp